

ケーブルメディア四国契約約款(東かがわ市)

株式会社ケーブルメディア四国(以下「当社」という。)と当社が行うサービスの提供を受ける者(以下「加入者」という。)との間で結ぶ契約は次の条項によります。

第1条 当社は、当社がサービスを提供している区域(以下「業務区域」という。)内において、加入者に次のサービスを提供いたします。

(1)デジタル契約別表Ⅱに定めるデジタル契約に属するサービスメニューのもの

デジタルセットトップボックス(以下「STB」という。)を貸与することにより、下記のサービスを提供します。ただし、(ロ)、(ハ)のサービス、(イ)のサービスと合わせて提供することといたします。

(イ)基本サービス

(ア)民間放送のテレビジョン放送の有線による同時再放送。

(ブ)NHKのテレビジョン放送の有線による同時再放送。

(シ)自主番組の有線による放送。

(ド)光ベーシック レコパックmini、光ベーシックプラス レコパック、光ベーシックプラス レコパックmini及び光デラックス レコパック、光デラックス レコパック mini(以下「レコパック」という。)における外付け録画装置の貸与。

(ロ)特別サービス

(ア)WOWOW放送(以下「WOWOW」という。)のテレビジョン放送の有線による同時再放送。

(ブ)基本サービスに付加した別料金に基づく番組(以下「特別チャンネル」という。)の有線による放送。

(シ)基本サービスに付加した別料金に基づく、ハードディスク内蔵STB及びブルーレイ内蔵STB(以下「STBタイプI」という。)、ト

リブルチューナー内蔵4KSTB及びハードディスク内蔵4KSTB(以下「STBタイプII」という。)の貸与(基本サービスで貸与したSTB

は、STBタイプI、STBタイプII貸与時に当社にて回収いたします)。ただし、レコパックの加入者については契約いただけませ

ん。

(ハ)上記に附帯するサービス。

(ロ)(b)のサービスは、STBを貸与することにより(イ)のサービスと合わせて提供することといたします。

(イ)基本サービス

(ア)民間放送のテレビジョン放送の有線による同時再放送。

(ブ)NHKのテレビジョン放送の有線による同時再放送。

(シ)自主番組の有線による放送。

(ロ)特別サービス

(ア)WOWOWのテレビジョン放送の有線による同時再放送。

(ブ)基本サービスに付加した別料金に基づく、STBタイプII、シングルチューナー内蔵4KSTB(以下、「STBタイプIII」という。)の貸与。

(契約の変更)

第2条 加入契約は、原則として引込線ごとに締結します。

2.1引込線に複数の世帯・企業等を接続する場合は、各世帯・企業ごとに加入契約を締結します。

(契約の成立)

第3条 加入契約の成立は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める様式の加入申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したときとします。当社は次のいずれかの場合には、その申込を承諾しないことがあります。

(1)サービスを提供すること、または保証するが技術上もしくは経費上困難なとき。

(2)申込者がサービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(3)申込者がサービスの利用を停止されている、または当社から契約を解約されたことがあるとき、利用場所が異なる場合でも当該加入者

であると当社が判断したとき。

(4)加入申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(5)当社サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。

(6)加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等の反社会的勢力に属すると判明したとき。

(契約成立後の解除について)

第4条 第3条において契約が成立した場合においても、次のいずれかの場合には、当社はその契約を解除できるものとします。

(1)サービスの提供エリア外であったとき。

(2)サービスの提供エリア内であっても、外線ルート、建物設備の状況等によりサービスの提供が困難であると判断したとき。

(3)建物所有者の意向により、サービスの提供が困難であると判断したとき。

(加入金及び宅内工事費)

第5条 加入者は、別表の料金表Iに定める加入金及び宅内工事費を当社に支払っていただきます。ただし、社団法人日本CATV連盟の加入者受

入れ制度に加入している会員とCATVの加入契約を締結しておられるお客様がその加入契約の終了から7日以内にそのサービスエリアから当社の

サービスエリア内に転入された場合、その転入の日から1ヶ月以内に所定の手続きをとった場合は、加入金の支払いが不要となります。

(サービス提供開始日)

第6条 加入者宅で、当社が指定する工事店による工事と映像確認がなされた日をもって、サービス提供開始日といたします。なお、契約変更

については、加入者の申込みにより映像を送信し始めた日をサービス提供開始日とします。

(基本利用料)

第7条 加入者は、基本利用料をもって、デジタル契約の場合には、第1条(1)(イ)に定めるサービスの提供を、また再送信契約の場合には、第1

条(2)(イ)に定めるサービスの提供を各々受けることができます。ただし、加入契約を解約する場合

2 加入者は、サービスの提供を受け始めた月の翌月から、別表の料金表2に定める毎月の基本利用料を支払っていただきます。

3 基本利用料の算定は、サービスの提供を受け始めた月の翌月から単位に行います。ただし、加入契約を解約する場合

は、解約日が当該月のいずれの日であっても当該月末までの1ヶ月分の基本利用料(月額)を支払っていただきます。

4 加入契約を変更する場合、変更の属する月の翌月から、工事完了月の翌月から変更後の基本利用料を支払っていただきます。

5 加入者の真に帰さない事由により、当社が提供する放送サービスを加入者の申し出を受け当社が知り得た日から、5日以上提供しなかった

場合には、当社は当該月分の基本利用料を請求しません。ただし、加入者都合により当社が故障復旧できなかった期間は含みませ

ん。

(最低利用期間)

第8条 当社が提供するサービスの内、第1条の(1)(イ)および(2)(イ)については、最低利用期間を12ヶ月とします。なお、1ヶ月目は第7条で定

められた料金が翌月までとします。

2 加入者は、前項の最低利用期間内に加入契約が解約があった場合は、別表の料金表7に定める違約金を負担していただきます。なお、契約

変更については適用外とします。

(特別チャンネル)

第9条 第1条(1)(ロ)(b)に定めるサービスの提供を受ける加入者は、第7条の基本利用料に加えて、別表の料金表3に定める特別チャンネル利用

料を支払っていただきます。

2 特別チャンネルの視聴は、STB毎・チャンネル毎・毎月の契約とします。

3 特別チャンネル利用料の算定は、サービスの提供を受け始めた月の属する月から暦月を単位に行います。加入契約又は特別チャンネル契

約を解約する場合は、解約日が当該月のいずれの日であっても1ヶ月分の特別チャンネル利用料を支払っていただきます。

4 加入者の真に帰さない事由により、当社が提供する放送サービスを加入者の申し出を受け当社が知り得た日から、5日以上提供しなかった

場合には、当社は当該月分の特別チャンネル利用料を請求しません。ただし、加入者都合により当社が故障復旧できなかった期間は含みませ

ん。

(B-STBタイプI、STBタイプII、STBタイプIII)

第10条 第1条(1)(ロ)(c)、(2)(ロ)(b)に定めるサービスの提供を受ける加入者は、第8条の基本利用料に加えて、別表の料金表4に定めるSTB

タイプI STBタイプII STBタイプIIIの利用料を支払っていただきます。

2 STBタイプI、STBタイプII、STBタイプIIIの利用料は、STB毎・月毎の契約とします。

3 STBタイプI、STBタイプII、STBタイプIIIの利用料の算定は、サービスの提供を受け始めた月の属する月の翌月1日から暦月を単位

に行います。加入契約又はSTBタイプI、STBタイプII、STBタイプIII契約を解約する場合は、解約日が当該月のいずれの日であって

も1ヶ月分の利用料を支払っていただきます。

(NHK・WOWOWとの関係)

第11条 本契約に定める加入金及び基本利用料、特別チャンネル利用料及びSTBタイプI、STBタイプII、STBタイプIII利用料には、NHK

の受信料(地上波及び衛星放送の受信料)は含まれていません。そのため、NHKと受信契約を締結していない加入者は、別途NHKと所定の

受信契約を締んでいただきます。なお、加入者は、選択により当社の基本利用料にNHKの受信料を合算し、支払うことができます。ただ

し、当社を通じてNHKの地上波及び衛星放送を受信している加入者に限ります。

2 本契約に定める加入金、基本利用料、特別チャンネル利用料及びSTBタイプI、STBタイプII、STBタイプIII利用料には、WOWOWの

視聴料は含まれておりません。このため、加入者がWOWOWの視聴を希望する場合は、別途、WOWOWと所定の視聴契約を締んでいた

だきます。

(各種料金の支払方法等)

第12条 加入者が当社に用いる別表の料金表に定める料金の支払いは、原則として、当社の指定する定例日(以下「定例支払日」という。)に、

指定金融機関の口座振替または指定クレジットカード会社のクレジットカード払いにより行います。この場合、当社は、原則として請求書

もしくは領収書は発行いたしません。

2 加入金は、サービスの提供を受け始めた日(第25条の場合においては、転居先でサービスの提供を受け始めた日)の属する月の翌月の定例

支払日までに支払っていただきます。

3 基本利用料、特別チャンネル利用料、STBタイプI、STBタイプII、STBタイプIII利用料、番組ガイド、別表の料金表6に定める諸手

数料及び料金表7に定める違約金は、当該月の翌月の定例支払日までに支払っていただきます。

(加入申込の撤回)

第13条 加入申込者は、当社から交付する契約確認書を受領したのみなされたる日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込を撤

回する事ができます。なお、契約確認書を受領したときにのみなされたる日とは、当社より投函後3日を経過した日とします。

2 前項の規定による加入申込の撤回は、同項の書面を発した時にその効力を生じます。

3 第1項の加入申込の撤回があった場合、当社は加入金及び宅内工事費はいただきません。ただし、宅内工事を実施済みの場合は別表の料

金表1に定め、宅内工事費を上限額とし、実際に工事を要した費用を支払って頂きます。

(加入契約の解約)

第14条 加入者は、当社に書面で申し出ることにより、加入契約を解約することができます。

2 加入契約の解約の場合、加入金の払い戻しはいたしません。

3 加入契約の解約の場合、当社は当社が設置した設備を撤去することを原則とします。この場合、加入者は別表の料金表6に定める工事

費・解約手数料及び料金表7に定める違約金は、当該月の翌月の定例支払日までに支払っていただきます。

(名義変更)

第15条 加入者は、次の場合、当社に書面で申し出ることにより、加入者の名義を変更することができます。この場合、新加入者が既加入者

の権利及び義務を引き継ぐこととします。

(1)相続又は法人の合併の場合。

(2)新加入者が既加入者の同意を得て、同一の加入場所において同一の加入契約で当社のサービスの提供を受ける場合。

(3)加入申込書記載事項の変更。

第16条 加入者は、加入申込書の記載事項の変更を希望する場合には、文書により当社に申し出るものとします。

(加入者の義務)

第17条 加入者は次のことを守っていただきます。

(1)当社が加入契約に基づいて設置した設備を改変・移動・取り外しをしないこと。

(2)当社が貸すSTB及び外付け録画装置は責任を持ってこれを管理・保管し、変更・分解又は損壊しないこと。

(3)加入契約に基づいた数量以外のSTB等を接続して視聴しないこと。

(4)加入者は、当社または当社の指定する業者が当社の施設の調査、修理、撤去等を行う際に、加入者が所有又は占有する土地、

建物、構築物等への立ち入りおよび無償使用することを承認すること。

(5)加入者は、当社のサービスを受ける事について、地主、家主その他利害関係人があるときは、予め必要な承認を得ておくものとし、この事に関して責任を負うこと。

(6)加入者が、録音・録画等により、当社のサービスを第三者に供給する事および対価を受けて当社のサービスを第三者に上演する事は、法令により禁止されています。

2 加入者は前項に違反して不正に視聴した場合は、当該視聴を始めた日又は、その日が確定できないときは、当該視聴を始めたと当社がみ

なす日にさかのばり、当該利用料を当社が指定する期日までに支払っていただきます。

3 加入者は、前項に違反して、設備又はSTB及び外付け録画装置を変更・損壊又は亡失等をしたときは、当社が指定する期日までにその補

充・修理その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただきます。